

公益財団法人千歳市スポーツ協会スポーツ表彰推薦にあたっての留意事項

I 表彰の対象に関する事項

1 「団体」について

①団体の定義

- ・過半数の千歳市民で編成された団体競技種目のチーム
- ・過半数の千歳市民で編成された千歳「市外」に本拠地を置くチーム（以下、「市外本拠チーム」という。）
- ・個人競技種目で少なくとも1人が千歳市民であるペアチーム（バドミントン、卓球等のダブルス競技など）
- ・個人競技種目で3人以上のグループ等を編成する形式で競技を行う場合で、過半数が千歳市民で編成されている場合（柔道、剣道等の団体戦など）

②団体競技種目の表彰

大会に参加した際の登録チーム名で表彰します。市外本拠チームについては、登録チーム名に個人名を付記して表彰します。

2 「個人・者」の定義について

①個人の定義

個人を単位とする競技種目（以下、「個人競技種目」という。）における競技者をいいます。ただし、個人競技種目で2人以上のペア、グループ等を編成する形式で競技を行う場合は団体として取り扱うものとします。市外本拠チームのメンバーのうち最も活躍した競技者を個人として表彰することも可能とします。また、市外本拠地チームには該当しないものの、「国際的な大会、全国的な大会の団体競技において、強力な牽引力を発揮し、顕著な活躍により千歳市民に感銘を与えた者」も個人として表彰することができるとします。（例：駒大苫小牧高校の優勝メンバーのうち、千歳市民である選手）。

3 努力賞、特別賞について

①努力賞

職域大会や参加数が少ない大会、市外本拠チーム以外のチームメンバー等であるため、スポーツ賞及びスポーツ奨励賞に該当しないものの、国際的、全国的競技大会に参加し、スポーツ賞、スポーツ奨励賞に匹敵する成績を上げた団体・個人を努力賞の対象とします。

②特別賞

個人競技種目、団体競技種目を問わず、国際的な大会や全国的な大会において、特に顕著な活躍をした団体・個人競技者を特別賞の対象とします。

II スポーツ功労賞の推薦基準に関する事項

1 関連規程

- スポーツ表彰規程第3条第1項第1号
- スポーツ表彰推薦要領第2条第1項第1号から第2号

2 推薦基準に関する注意事項

スポーツ表彰推薦要領第2条第1項第1号及び第2号のいずれかの規定によりスポーツ功労賞を受賞した者は、再度の表彰の対象にはなりません。

例) 第1号で受賞後に、第2号で受賞することはできません(平成19年8月表彰委員会取り決め事項)。

Ⅲ スポーツ振興賞の推薦基準に関する事項

1 関連規程

- スポーツ表彰規程第3条第1項第1号
- スポーツ表彰推薦要領第3条第1項第1号から第3号

2 推薦基準に関する注意事項

①加盟団体に対する要件

加盟団体の当協会への加盟期間が10年以上であることが必要です(平成20年12月表彰委員会確認事項)。

②候補者(賞該当者)に対する要件

当該加盟団体に10年以上在籍(構成員)し、次の要件のいずれかを満たす者が対象となります。

- A 加盟団体の役員として運営に参画し、ア. 加盟団体の育成発展に尽力した者
- B 加盟団体の指導者又は審判員として、ア. 優秀な選手の育成に尽力した者、イ. 技術向上に尽力した者、ウ. 競技普及に尽力した者
- C 加盟団体の役職者ではないが、加盟団体が所管する競技を普及・奨励するため、積極的に事業等の企画・指導等を10年以上継続して行っている(行ってきた)者

③候補者推薦書の記載要領に関する事項

- 2のAにより推薦する場合

役員の肩書だけでは表彰の対象とならず、功績や活動等が市内スポーツの普及振興や団体の発展等に貢献したという具体的かつ顕著な実績があることが必要です。

ア. 「加盟団体の育成発展」について具体的な功績や活動実績を、「推薦の理由」欄に記載すること。

功績・活動実績の例としては、加盟団体創設当時から中心的な存在として活動している、構成員を増やすなど会の規模を拡大した、市の附属機関等や体育協会の役員などを歴任し、これらが実施する事業に積極的にかかわった、加盟団体が所管する競技の普及に努めた、など。

- 2のBにより推薦する場合

指導者等の資格を保有するだけでは表彰の対象とはならず、資格保有者として顕著な活動実績や成果を上げていることが必要です。

ア. 指導者や審判員として、どのような選手を育成し、どのような活動実績や成果を挙げたかを、「推薦の理由」欄に記入すること

イ. 指導者や審判員として、どのような活動を行って技術向上を図り、どのような実績・成果を挙げたかを、「推薦の理由」欄に具体的に記入すること

ウ. 指導者や審判員として、どのような活動を行って競技普及を図り、どのような実績・成果を挙げたかを、「推薦の理由」欄に具体的に記入すること

○2のCにより推薦する場合

役職や資格等の保有の有無にかかわらず、2のAや2のBに匹敵する活動実績や成果を上げていることが必要です。

加盟団体が所管する競技を普及・奨励させるため、どのような活動や事業を企画し、どのような活動・手法等により指導を行ったのか、実績や活動の成果を挙げ、「推薦の理由」欄に記入すること。

Ⅳ スポーツ賞・スポーツ奨励賞の推薦基準に関する事項

1 関連規程

- スポーツ表彰規程第3条第1項第2号
- スポーツ表彰推薦要領第4条、同第5条

2 推薦基準に関する注意事項

競技によっては「親子の部」や「夫婦の部」が設けられており、入賞すると個人単位で賞状が授与される場合については、当協会における表彰は1件として扱い、対象となる賞の決定は親を基準とし、賞状は両名併記することとします（平成21年1月表彰委員会取り決め事項）。

3 大会の規模基準について

最低6チーム又は6人以上の個人が参加する大会とします。

Ⅴ スポーツ表彰候補者推薦書に関する事項

1 推薦書の提出期限について

表彰の対象となる実績は、表彰年度の前年の12月1日から表彰年度中の11月30日までの間となっておりますが、表彰年度に開催する表彰選考委員会、理事会等の開催日の期間設定が短く、内容を精査する期間を含め事務処理期間がほとんど確保されない状況であることから、加盟団体からの推薦書提出期限を次のとおり変更します。

○スポーツ功労賞及びスポーツ振興賞

推薦書提出期限 毎年10月31日まで

※この日までに推薦がなかったものは、次年度の推薦対象とします。

○スポーツ賞及びスポーツ奨励賞（2段階推薦方式）

- ・前年12月1日から当年9月30日までに大会結果が確定したもの
推薦書提出期限 毎年10月31日まで
- ・当年10月1日から11月30日までに大会結果が判明（確定）したもの
推薦書提出期限 毎年11月30日まで

2 候補者推薦書に添付する書類について

- (1) 賞状のコピー、楯・メダル等の写真
- (2) トーナメント表（参加者数と順位がわかるもの）
- (3) 選手名簿（2名以上の団体の場合）
- (4) 推薦時の学校名・学年がわかるもの（小学生、中学生、高校生を推薦する場合）
- (5) チームのメンバー表（市外居住のメンバーを確認できるもの）